

## 募集要領

### 1. 件名「松山市広告付き母子保健グッズ」の寄贈事業者の募集

### 2. 目的

母子健康手帳交付時に使用する物品（母子健康手帳及び関連情報冊子等持ち帰り用バッグ、マタニティストラップ等）に広告物を添付したもの（以下「広告付き母子保健グッズ」という。）の寄贈事業者を決定するに当たり、必要な事項を定めるもの。

### 3. 募集の内容

#### (1) 内容

広告付き母子保健グッズを現物寄贈いただける事業者1社を公募します。

#### (2) 広告付き母子保健グッズの仕様（①及び②は、協議により変更する場合があります。）

##### ① 持ち帰り用バッグ

妊娠届を提出された妊婦等が母子健康手帳、妊婦健診等受診票綴、松山市子育てガイド及び必要な情報が掲載された冊子等を持ち帰るための手提げバッグ

規格	縦 420 mm×横 300 mm×マチ 6cm 程度（A4 サイズの冊子を入れても余裕のある大きさであること）
材質	LDポリエチレン、不織布またはこれらと同程度の耐久性のある素材
色	透過性のないもの
デザイン	底マチをつくること（重量物にも強い構造）
備考	一定の耐久性と安全性を有し、使用性及びデザイン性の高いもの

##### ② マタニティストラップ

妊婦が外出時等に身に着けることができ、妊婦であることが周囲から理解され配慮される環境をつくるためのストラップ

規格	直径 60 mm以内、厚さ 5 mm程度
材質	本体部分：軟質塩化ビニール又はこれと同等以上の耐水性のある素材 ストラップ部分：ボールチェーン、紐またはゴム紐
デザイン	マタニティマーク（カラー）を印刷すること ※マタニティマークのデザイン・利用方法については厚生労働省HPを参照すること
備考	一定の耐久性と安全性を有し、使用性及びより妊婦とわかりやすいデザインのもの

##### ③ 広告物

妊娠や子育てに関連する商品やサービスに関連する広告（複数業種・10社程度まで）を掲載したもの

規格	B 5（182 mm×257 mm）～A 4（210 mm×297 mm）程度
----	---

	全体で厚さ 5 mm程度以下、重さ 120 g 程度以下
仕様	<p>広告物が複数になる場合は、上記②のストラップと透明性OPP袋等で包装すること</p> <p>袋または広告物冊子には、マーク等を使い広告であることを明示し、松山市が広告内容について推奨等するものでないこと及び問い合わせ先として寄贈決定者の連絡先を表示すること</p> <p>クーポン等を封入する場合、各年度内に期限が切れないこと</p>
備考	<p>広告内容・表記については、松山市の審査・承諾を得ること。</p> <p>広告の掲載量はより少ないものも可とする。</p>

(3) 履行期間

令和7年度分から令和9年度分（配布終了）まで

(4) 個数

毎年度3,600セット程度

(5) 配布方法

市内5か所のすくすく・サポート及びすくすく支援課で母子健康手帳交付時等に配布

(6) 寄贈場所

松山市が指定する場所

※梱包等については、寄贈前に協議を行うこと

4. 参加資格要件

本募集要領の公告日において、次のすべての要件を満たしている者であること。

- (1) 法人格を有している者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続きの開始申立てをしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続きの開始申立てをしている者でないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 当該業務に類似する業務を1年以上営んでいること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。）若しくは暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（同法同条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）、又はこれらの者又はこれらの者でなくなった日から5年を経過しない者を役員等、代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用している者でないこと。
- (7) 松山市の入札参加資格停止または入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

## 5. 参加申込み

### (1) 受付期間

令和6年7月24日（水）から令和6年8月22日（木）まで

### (2) 提出場所

〒790-0813 松山市萱町六丁目30番地5（松山市保健所内）

松山市こども家庭センター すくすく支援課 担当：山口・西尾

### (3) 提出方法

持参又は郵送等（信書の郵送に適する方法）

\*持参の場合は9時～17時（土日、祝日を除く）

### (4) 提出書類

番号	提出書類名	提出上の注意
1	参加申込書（様式1）	印鑑は実印を押印すること。（法務局が証明する代表者の印鑑）
2	印鑑登録証明書 （原本）	参加表明書を提出するために押印した実印の証明書。 （発行後3ヶ月を超えないもの）
3	履歴事項全部証明書 （原本）	法務局で発行する法人の履歴事項全部証明書。 （発行後3ヶ月を超えないもの）
4	完納証明書（原本） 又は 納税証明書（原本）	次の証明書を添付すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） ア. 松山市で課税がある場合（松山市に本店・支店・ 営業所・出張所などがある場合等） 松山市（納税課）が発行する完納証明書 イ. 上記以外の場合 本店所在地の市町村等が発行する完納証明書又は 法人市町村民税の納税証明書 ただし、本店所在地が東京23区内の場合は、都 税事務所が発行する法人住民税納税証明書 *松山市が発行する完納証明書についての詳細は、納 税課ホームページを参考にすること。 *徴収猶予の特例を受けた方は事前にすくすく支援課 に相談すること。
5	法人税、消費税及び地 方消費税の納税証明書 （原本） （未納の税額がないこ との証明）	申告している税務署が発行する納税証明書。免税事業 者・新規事業者にかかわらず発行されるので必ず添付 すること。 （発行後3ヶ月を超えないもの） *徴収猶予の特例を受けた方は事前にすくすく支援課 に相談すること。
6	広告付き母子保健グッ ズ	6セット提出
7	会社概要（様式2）	1部提出
8	業務執行体制（様式 3）	1部提出
9	直前2年分の財務諸表 類（貸借対照表及び損	1部提出

	益計算書の写し)	
10	経費見込	6部提出 任意様式(広告収入及び経費の見込 A4、縦置き)
*	チェックリスト	提出書類をチェックすること。提出書類の先頭に添付し、書類番号の順に並べて不足等がないように提出すること。

## 6. 選定基準 選定評価書(別紙1)のとおり

## 7. 選考方法

- (1) 事業者は、公募型プロポーザル方式により選考する。
- (2) 事業者は、選考委員会の評価に基づき決定する。
- (3) 選考は、選定評価書に基づき広告付き母子保健グッズの内容等を書面審査により行う。
- (4) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、協定締結の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- (5) 評価点の合計が同点の場合は、選考委員会の多数決により選考する。
- (6) 選考結果は参加者すべてに通知する。
- (7) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、最低水準点を設けた項目において各選考委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば特定する。

## 8. 選考委員会の構成及び選考時期

選考委員会は市職員5名で構成する。

## 9. 募集要領等に関する質問・回答・公表

### (1) 受付期間

令和6年7月24日から令和6年8月6日(17時まで)

### (2) 受付方法

別紙(様式4)の質問書に質問事項を記載し、電子メールで提出するものとし、電話・来庁・FAX・口頭等での質問は受け付けない。

E-MAIL: [sukusuku@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:sukusuku@city.matsuyama.ehime.jp)

また、電子メールを送信した後に、すすく支援課まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、広告付き母子保健グッズの仕様等に関するものに限り受け付ける。

### (3) 回答及び公表

質問者に令和6年8月13日(17時)までに電子メールで回答するとともに、松山市ホームページで公表する。

ホームページアドレス <http://www.city.matsuyama.ehime.jp/>

## 10. スケジュール

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| (1) 実施手続きの開始・公表       | 令和6年7月24日          |
| (2) 募集要領等に関する質問の受付    | 令和6年7月24日～令和6年8月6日 |
| (3) 募集要領等に関する質問・回答の公表 | 令和6年8月13日          |
| (4) 参加申込書の提出締切り       | 令和6年8月22日          |
| (5) 書類審査等             | 令和6年8月下旬予定         |
| (6) 特定・非特定結果の通知・公表    | 令和6年8月下旬予定         |

11. 失格事項

参加者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 募集要領に違反した場合
- (3) 公正を欠いた行為があったとして選考委員会が認めた場合
- (4) 提出書類に不備、錯誤があり、選考委員会が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合
- (5) 公告の日から協定締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合
- (6) いずれかの項目において、各選考委員の評価点の平均点が最低水準点に満たない場合
- (7) コンソーシアム若しくは複数の業者による連合体で書類を提出した場合

12. 無効事項

提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合は、無効とする

13. 留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用は参加者の負担とする。
- (2) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、選考委員会から要請のあったものはこの限りではない。
- (3) 提出された書類等は返却しない。
- (4) 本プロポーザルは優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、協定内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (5) 本募集要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。
- (6) 特定結果の公表の際は、被特定者以外の参加者と評価結果が結びつかないように配慮する。ただし、参加者数が2者のみの場合はこの限りではない。

14. 事務局

〒790-0813 松山市萱町六丁目30番地5 (松山市保健所内)  
松山市こども家庭センターすくすく支援課 担当 山口・西尾  
TEL : 089-911-1821 FAX : 089-908-6588  
メールアドレス : [sukusuku@city.matsuyama.ehime.jp](mailto:sukusuku@city.matsuyama.ehime.jp)